

皇室典範説明

明治三十一年六月十五日決議

国立公文書館

分類

配架
番号

2 A

15 - 11

⑧ F 2

皇室典範

恭テ按スルニ皇室ノ典範アルハ立憲ノ國ニ

於ケル第一ノ要義タリ蓋我カ皇室ハ土地臣

民ノ系属スル所ニシテ國家ノ上ニ不朽ノ基

礎ヲ為ス者ナリ而シテ皇室ノ典範アルハ益

其ノ基礎ヲ鞏固ニスルニ於テ缺クヘカラサ

ルノ憲章タリ

祖宗國ヲ肇メ歷朝相承ケ綿々一系以テ無窮

ニ垂ル此レ蓋言説ヲ假ラスシテ既ニ一定ノ

模範アリ以テ不易ノ規準タルニ依ラサルハ

ナシ而シテ孰ハカ歴史上偶然ノ成跡ヲ遺ス
者ナリト謂ハン乎今者人文漸ク進ミ遵由ノ
路必憲章ニ依ル而シテ皇室典範ノ成ルハ實
ニ祖宗ノ遺意ヲ明徴ニシテ子孫ノ為ニ永遠
ノ銘典ヲ貽ス所以ナリ
皇室典範ハ以テ皇室ノ家法ヲ條定スル者ニ
シテ臣民ノ權義ト相干涉スルコトアルニ非
ス故ニ皇室典範ハ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公
布スル者ニ非ス而シテ皇室典範ノ條章ヲ將
來ニ更訂スルコトアルモ亦帝國議會ノ承認

ヲ經ルヲ要セサルナリ蓋皇室ノ家法ハ祖宗
ニ承ケ子孫ニ傳フ既ニ君主ノ專意ニ制作ス
ル所ニ非ス況シテ臣民ノ敢テ干涉スル所ナ
リト謂ハン乎彼ノ歐洲各國ニ於テ或ハ之ヲ
憲法ニ掲ケテ將來ニ臣民容議ノ端ヲ開クカ
若キハ蓋我カ國體ノ依ルヘキ所ニ非サルナ
リ

第一章 皇位繼承

第一條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子
之ヲ繼承ス

恭テ按スルニ皇位ノ繼承ハ祖宗以來既ニ明

訓アリ子孫可王之地寶祚之隆與天壤無窮ト

云ヘリ和氣清麻呂還奏ノ言ニ曰我國家開闢

以來君臣定矣以臣為君未之有也天之日嗣必

立皇緒ト

皇緒ハ男系ニ限リ女系ノ所出ニ及ハサルハ

皇家ノ成法ナリ上代獨女系ヲ取ラサルノミ
ナラス神武ヨリ崇峻ニ至ル迄三十二世曾テ
女帝ヲ立ルノ例アラス故ニ神功皇后ハ國ニ
當ルコト七十年而シテ終ニ攝位ヲ以テ終ヘ
タマヘリ飯豐青尊政ヲ攝シ清寧天皇ノ後ヲ
承クルモ亦未タ皇位ニ即カス清寧天皇崩シ
テ皇子ナシ亦近親ノ皇族男ナシ而シテ皇妹
春日大娘アリ然ルニ羣臣皇妹ヲ立テスシテ
及テ族祖履仲天皇ノ孫仁賢天皇ヲ立テ皇妹
ヲ以テ皇后トス是レ以テ上代既ニ一足不文

ノ常典アリテ易フヘカラサルノ家法ヲ成シ
タルコトヲ見ルヘシ其ノ後推古皇極以來皇
后皇女即位ノ例ナキニ非サルモ其ノ當時ノ
事情ヲ推原スルニ皆一時國ニ當リ幼帝ノ歳
長スルヲ待テテ位ヲ傳ヘントスルノ權宜ニ
外ナラス之ヲ要スルニ上代祖先ノ常憲ニ非
ス而シテ終ニ後世ノ模範ト為スハカラサル
ナリ本條皇位ノ繼承ヲ以テ男系ノ男子ニ限
リ而シテ又等二十三條ニ於テ皇后皇女ノ攝
政ヲ掲グル者ハ蓋先王ノ遺意ヲ紹述スル者

ニシテ苟クモ新例ヲ創ムルニ非サルナリ
〔附記〕之ヲ外國ニ參照スルニ各國ノ家法ハ
各其ノ祖先ノ創定スル所ニ依リ子孫遵守シ
テ之ヲ改ムルコト有ルヲ許サス故ニ各國或
ハ專シ男子ニ傳フルノ法ヲ取ル者アリ〔普佛
白瑞〕或ハ男ヲ先ニシ女子ヲ後ニスル者アリ〔澳
英荷葡及獨逸諸國〕皆其ノ祖訓ヲ遵守シ永ク
成典トスル者ニシテ互ニ此ヲ是トシ彼ヲ非
トスルコトヲ用ヰス然ルニ或ハ我カ國中古
以來皇女位ニ即クノ例アルヲ以テ之ヲ澳英

ノ法ト混視スル者アシンカ抑澳英ハ皇夫ヲ
納レテ異姓ノ皇胤ニ傳フ女系繼承ノ法ニ依
ル者ニシテ我カ國ト正ニ冰炭ノ相及スル者
ナリ女系繼承ノ法ハ王家姓ヲ易フルヲ忌ム
ハル者ナリ獨逸ノ學士ブロンチエリ氏英人
ブラクストン氏ノ言ヲ引キ英國ノ相續法ヲ
論シテ曰此ノ法ヲ用ヰルノ國ハ屢王室ヲ變
代スト又其ノ證例ヲ舉ゲテ曰英國ハ二百年
ノ間王室姓ヲ易フルコト四次ナリ第一オラ
ニアン家第ニブラツンスワイニ家第三ハノ

一ツエル家ニシテ第四ニ又「コーブルク」家ニ
移ラントスト太子ノ父ル即ク皇家ノ今姓ノ女子王ノ
祖宗ノ皇統トハ一系ノ正統ヲ承ル皇胤ヲ謂
フ即チ正統ノ皇嗣ヲ謂フ而シテ和氣清麻呂
ノ所謂皇統ナル者ト其ノ解義ヲ同クスル者
ナリ皇統ニシテ皇位ヲ繼クハ必一系ニ限ル
而シテ二三ニ分割スヘカラサル者ナリ故ニ
後深草天皇以來數世ノ間兩統互ニ代リ及南
北二朝アリシハ皇家ノ變局ニシテ祖宗典憲
ノ存スル所ニ非サルナリ之ヲ歐洲ニ參照ス

ルニ彼ノ獨逸各國ノ家法ハ中古以前公法ヲ
以テ私法ト相混シ君位ノ繼承ヲ以テ財產ノ
相續ニ同視シ一君ニシテ二三子アレハ其ノ
國土ヲ二三ニ分裂シテ以テ禍亂ノ原因ヲ為
シタルハ史乘ニ屢見ル所ナリ輓近ニ至リ君
位ノ公法ニ屬スヘクシテ私法ニ屬スヘカラ
サルコトヲ發見シ此ヲ以テ國法上ノ一大進
歩トシ其ノ憲法又ハ國約ニ於テ特ニ國土ノ
分裂スヘカラサルコトヲ掲ケ以テ分割繼承
ノ謬ヲ匡正スルノ方法ヲ取リタリ墺國十七

百 年 紀 ノ 初 ニ 於 テ 訂 約 セ ル 有 名 ナ ル フ ラ フ
マ チ ツ ク サ ン ク チ オ ン ニ 帝 國 ニ 属 ス ル 各 邦
ハ 總 テ 分 割 ス ル コ ト ナ ク 帝 室 男 統 ノ 長 宗 順
序 ニ 依 テ 相 續 ス ハ キ コ ト ヲ 定 メ タ リ 我 カ 國
ハ 肇 國 ノ 初 ニ 於 テ 統 治 ノ 公 義 ニ 後 ヒ 領 有 ノ
私 道 ニ 依 ラ ス 皇 位 一 統 ノ 大 義 ニ 遵 由 ス ル 者
既 ニ 二 千 有 餘 年 而 シ テ 後 世 學 理 上 ノ 發 見 推
論 ヲ 假 ラ サ ル 者 ナ リ
以 上 本 條 ノ 意 義 ヲ 約 說 ス ル ニ 祖 宗 以 來 皇 祚
繼 承 ノ 大 義 炳 焉 ト シ テ 日 皇 ノ 如 ク 萬 世 ニ 亘

リ テ 証 フ ハ カ ラ サ ル 者 蓋 左 ノ 三 大 則 ト ス

- 身 一 皇 祚 ヲ 踐 ム ハ 皇 胤 ニ 限 ル
- 身 二 皇 祚 ヲ 踐 ム ハ 男 系 ニ 限 ル
- 身 三 皇 祚 ハ 一 系 ニ シ テ 分 裂 ス ハ カ ラ ス

相
密
陽

第二條

皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條

皇長子在ラサルトキハ皇長孫以下ニ傳フ皇長

子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ

子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

恭テ按スルニ萬野王子皇太后ニ進奏スルノ

言ニ曰哉國家為法也神代以來子孫相承以襲

天位若兄弟相及則亂從此興ト皇太后即此レ

乃祖宗ノ家法子孫直系相傳ヲ以テ天位繼承

柳 齋 陽

ノ正法トス而シテ其ノ兄弟相傳フルハ履仲
ノ反正ニ於ケル及正ノ乞恭ニ於ケルヨリ始
マリ皆巴ムヲ得サルニ出テ其ノ正ニ非リル
ナリ本條繼承ノ法ヲ一定シテ子孫ノ大典ト
ナシ敬テ權宜左右スルコトヲ容サ、ルハ蓋
祖宗ノ遺意ヲ恪ミ又時ノ宜キヲ酌ミ弘ク亂
萌ノ後裔ニ絶ツ所以ナリ
凡ソ子孫ト云ヘルハ曾孫以下皆其ノ内ニ在
リ空マ物コト後蔭奉是ナリ代ノ長子ノ子孫ハ次子
以下ニ先ツハ宗統ヲ重スルナリ次子ノ子孫

ノ第三子以下ニ於ケルモ亦同例トス
今其ノ例圖ヲ擧ケテ以テ觀覽ニ便ニス

先帝(一)皇長子——(二)皇長子ノ子并其ノ子孫
(三)皇次子——(四)皇次子ノ子并其ノ子孫
(五)皇三子——(六)皇三子ノ子

第四條

皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶

子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ長系ノ皇嫡子孫皆在

ラ
サ
ル
ト
キ
ニ
限
ル

蒸	テ	按	ス	ル	ニ	祖	宗	ノ	嫡	ヲ	先	ニ	シ	庶	ヲ	後	ニ	ス
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

神武天皇庶長子手研耳命ヲ措テ綏靖天

皇	ヲ	立	テ	玉	フ	ニ	始	マ	ル	是	ヲ	繼	嗣	ノ	常	典	ト	ス
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

但
シ
皇
緒
萬
世
一
日
王
曠
ク
ス
ハ
カ
ラ
サ
ル
カ
故

ニ	既	ニ	嫡	出	ナ	キ	ト	キ	ハ	庶	出	ル	位	ヲ	繼	ク	コ	ト
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ヲ	得	セ	シ	ム	ノ望	天位	望百	寶二	二十	四一	十代	六二	代シ	ナテ	リ庶	出	蓋	清
---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---

日本書紀卷之六

寧天皇崩シ皇嗣ナシ履仲天皇ノ孫仁賢天皇
位ヲ繼ク而シテ仁賢天皇ハ其ノ妹飯豐青尊
弟顯宗天皇ト俱ニ履仲ノ庶出磐坂押羽皇子
ノ子ナリ清寧又ノ妹春日大娘武烈天皇崩シテ
皇嗣ナシ應神天皇五世ノ孫繼體天皇ハ應神
ノ庶出稚瀧毛ニ派皇子ノ後ナリ此ノ時ニ當
テ皇統絶エサルコト綫ノ如シ若シ庶系ヲ立
ルコトナカリセハ當時既ニ言フハカラサル
ノ事アラシ我國ノ庶出ヲ絶タサルハ實ニ已
ムヲ得サルニ出ル者ナリ

長系トハ第一系ヲ謂フ次系トハ第二系以下
ヲ謂フ長系次系ノ皇嫡子孫皆在ラサルトキ
ニ限ルト謂フトキハ長庶皇子ハ幼嫡皇孫ニ
先ツコトヲ得ヌ長系庶皇子及皇孫ハ次系以
下嫡皇孫ニ先ツコトヲ得サルナリ大寶元三
立嫡以上繼嗣者皆嫡相承子若無嫡子及有罪疾者
子無庶子立嫡孫同本條皇家ノ嫡承法ヲ四位
下唯立嫡子ト嫡孫ト同本條皇家ノ嫡承法ヲ四位
ル者ト異ト同トニ

才
密
陳

第五條

皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ
傳フ

第六條

皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父
及其ノ子孫ニ傳フ

第七條

皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以
上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

悉テ按スルニ第五第六第七條ハ皇子孫在ラ

神皇正統記
卷之四
神武天皇
神武天皇
神武天皇

サルニ當リ繼嗣ヲ定ムルニ最近親ノ法ヲ以
テスルコトヲ示スナリ故ニ卑屬宗系タル皇
子孫ノ現在ノ天皇ニ屬スルノ外ハ皇兄弟ヲ
以テ最近親トス其ノ現在ノ天皇ト同父ナレ
ハナリ皇兄又ハ皇弟ノ子及孫ハ皇兄又ハ皇
弟ノ系統ニ屬スル者ナリ皇兄弟及其ノ子孫
ニ次キ皇伯叔ヲ最近親トス其ノ現在ノ天皇
ト同祖父ナレハナリ皇伯又ハ皇叔ノ子及孫
ハ皇伯又ハ皇叔ノ系統ニ屬スル者ナリ皇伯
叔以上最近親ノ皇族ト謂ヘルハ皇大伯叔及

其ノ以上皆之ニ準スルナリ一系ノ下ハ尊卑
相承ケ而シテ宗系盡キテ支系ニ及ヒ近系盡
キテ遠系ニ及フ蓋繼承ノ疑義ヲ將來ニ絶テ
皇緒ノ慶福ヲ永遠ニ保タントスルナリ

樹
宮
陳

第八條

皇兄等以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

恭テ按スルニ皇子孫ヲ一等トス皇子孫ノ中ニ就テハ總テ其ノ嫡ヲ取テ其ノ庶ヲ後ニシ

長系次系及長幼ニ拘ラサルハ第四條ニ掲ケタル所ナリ皇兄弟又一等トシ皇伯叔又一等

トシ皇大伯叔又一等トス皇兄弟ノ等内ニ於ケルハ先ツ皇兄弟及其ノ子孫ノ中ニ就テ其

ノ嫡ヲ擇ヒ嫡ナキトキハ庶出ノ中ニ就テ其

ノ長系ト長子トヲ擇フ既ニ皇兄弟及其ノ子
孫嫡庶俱ニ在ラサルニ至テ始メ皇伯叔及
皇大伯叔ニ移ル皇伯叔ノ等内ニ於テ嫡ヲ先
ニシ長ヲ先ニスルハ例皇兄弟ノ等ニ同シ其
ハ皇大伯叔ノ等ニ於ケルモ亦同シ蓋皇子孫
ノ庶出ハ皇兄弟ノ嫡出ニ先ニスルハ皇家其
ノ宗系ヲ重ンスルノ例典ナリ本條ハ推シテ
之ヲ傍系各等ニ及ホスナリ

第九條

皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大
ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢
シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
恭テ按スルニ皇嗣ハ先王憲典ノ存スル所ニ
循ヒ大統ヲ繼キ神器ヲ傳フルノ位ニ居ル而
シテ人主ノ專意ニ左右スルコトヲ得ル所ニ
非ズ故ニ繼承ノ順序ヲ換フルハ必精神又ハ
ハ身體ノ不治ノ重患アリ及重大ノ事故アル
トキニ限り而シテ又必皇族會議及樞密顧問

神代卷
神代卷
神代卷

ニ	諮詢	スルヲ	經テ	始メテ	決行	スルコトヲ	得
若	本條	ノ定ムル所ニ	非スシテ	繼嗣ヲ	易ヘ置		
クハ	典範ノ	認メサル所ナリ	精神ノ	重患トハ	兩耳聾	兩	
瘋癲	及白痴	是ナリ	身體ノ	重患トハ	兩耳聾	兩	
目盲	口啞	及其ノ	他重	不見是ナリ			
(附記)	獨逸ノ	碩學「ブロンテユリ氏	繼嗣ノ	事			
ヲ	論シテ	曰王位ハ	有名無實ナルヘカ	ラス是			
ノ	故ニ	嗣王實ニ	政權ヲ	執ルニ	堪ヘサルノ	缺	
陷アルヲ	容レス一ニ	曰身體ノ	缺ニ	ニ	曰精神		
ノ	缺三ニ	曰德義ノ	缺ト				

第二章 踐祚即位

第十條

天皇崩スルトキハ皇嗣即テ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

恭テ按スルニ上世以來勾玉鏡劍三種ノ神器

ヲ以テ皇位ノ御守トハナシタマヘリ神武天

元年春正月庚辰朔即位於橿原宮天富命率諸

齋部捧天璽鏡劍奉安正殿本古語拾遺記其ノ後

歷代即位ノ時必神器ヲ承クルヲ以テ例トセ

ラレタリ元恭天皇元年紀ニ大中姫命謂群卿

神皇正統記

打宮院

日皇子（允恭天皇）將聽群臣之請今當上天皇（爾

符於是群臣大喜即日捧天皇之璽符再拜上馬

乃即帝位書曰本紀ト云ヘル是レナリ

附記 古者獨逸帝ノ位ニ即クハ金球ヲ以

テ全宇ヲ統御スルノ象トシ冠冕ハ以テ至

尊ヲ表シ劔ハ以テ正ヲ扶ケ邪ヲ除クノ象

トナシ環ハ以テ公明仁慈ノ象トナス故ニ

ブロンテユリ（氏ノ言ニ曰君主ハ其ノ尊

嚴ヲ表スル為ニ必國瑞ヲ帶フト此ノ説未

ク以テ我カ神器ノ精義ヲ贊稱スルニ足ラ

スト雖亦以テ参照ノ一ニ供フヘシ故ニ此

ニ之ヲ附記ス

上古ハ踐祚即チ即位ニシテ兩事ニ非ス今義

解ニ天皇即位謂之踐祚祚位也福也トアル是

レナリ此ノ時ニハ踐祚ノ日ニ神器ヲモ奉ラ

レタリ蓋天子之位一日不可曠（歷世ノ宣命ナニ

リ故ニ繼體天皇群臣ノ迎フル所トナリ未タ

帝位ヲ踐マス而シテ史臣既ニ天皇移樟葉宮

ト書シタリ（藤原兼實玉海）

附記 之ヲ外國ニ参考スルニ英國ノ古諺

神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇

ニ國王不死ト謂フ即チ國王ハ一個人ニ非
スシテ國ノ代表ナルカ故ニ前王世ヲ去ル
トキハ後王即チ其ノ後ヲ繼ク寸間ノ空位
アルヲ容レスト謂フナリ
然ルニ天智天皇唐ノ制ニ倣ヒ即位ノ禮ヲ定
メタマヒ位ヲ繼キナカラ仍皇太子ト稱ヘ七
年ノ後ニ即位ノ禮ヲ行ヒ天皇ト稱ヘタマフ
是レ踐祚ト即位ト西樣ノ區別ヲナシタルノ
初ナリ桓武天皇以來皇位ヲ繼キ即チ天皇ト
稱ヘ後ニ即位ノ禮ヲ行ハレ其ノ後歷代踐祚

ノ後數年ニシテ即位ノ禮ヲ行ハレタルコト
アリシモ神器ハ必踐祚ノ時ニ奉ラルコト
上古ト異ナルコトナシ本條ハ皇位ノ一日モ
曠闕スハカラサルヲ示シ及神器相承ルノ大
義ヲ掲ケ以テ舊章ヲ昭明ニス
再ヒ恭テ按スルニ神武天皇ヨリ舒明天皇ニ
至ル迄三十四世嘗テ老倦讓位ノ事アラズ讓
位ノ例皇極天皇ニ始マリシハ即チ世變ノ一
ナリ中古權臣ノ強迫ニ因リ兩統互讓十年ヲ
限トスルニ至ル而シテ南北朝ノ亂亦此ニ源

神皇正統記
卷之六
神武天皇
御代

因セリ故ニ後醍醐天皇ハ遺勅シテ在世ノ中

讓位ナリ又剃髮ナカラシム要細記本條ニ踐祚

ヲ以テ先帝崩御ノ後ニ行ハル者ト定メタ

ルハ上代ノ恒典ニ因リ中古以來讓位ノ慣例

ヲ改ムル者ナリ

第十一條

即位ノ禮ハ西京ニ於テ之ヲ行フ

恭テ按ヌルニ天智天皇踐祚ノ後更ニ即位ノ

禮ヲ行ハレシ以來歷代相因ルノ大典トナレ

リ文武天皇紀ニ載セタル即位ノ詔ニ集侍皇

子等王臣百官人等天下公民諸聞食ト詔ルト

アルハ蓋上代ノ遺例ニシテ大ニ皇族以下百

官人氏ヲ集メテ詔命ヲ天下ニ布ケルナリ即

位ノ古禮ノ史乘ニ見エタルハ持統天皇紀ニ

物部麻呂朝臣樹大盾神祇伯中臣大島朝臣讀

神皇正統記
卷之六
後醍醐天皇
建武中興
御紀

天神壽詞畢忌部宿禰色夫知奉^ニ上神璽劔鏡皇
后^ニ即天皇位公卿百寮羅列匝拜拍手トアルヲ
始トス^{此ノ}前モ孝德^ハ紀^ニ見^ユ即位ノ式ハ太極
殿ニテ行ハ^レ冕服ヲ服シ高御座ニ即キクマ
フ^{貞觀式}冷泉天皇御體ニ由リ紫宸殿ニテ行ハ
ル其ノ後太極殿災廢シテ或ハ太政官廳ニテ
行ハ^レ或ハ南殿^{〔即紫宸殿〕}ニテ行ハ^レタリ武門政
ヲ專ニスルノ時用度供給セ^スシテ踐祚ノ後
數年ヲ經ト雖猶大禮ヲ行フコト能ハサルコ
トアリシニ維新ノ後皇駕東蹕ノ日京都ニ還

幸アリテ大禮ヲ舉行セラ^レ臣民再ヒ祖宗ノ
遺典ヲ仰望スルコトヲ得タリ本條ニ西京ニ
於テ即位ノ禮ヲ行フコトヲ定ムルハ大禮ヲ
重シ遺訓ヲ恪ミ又以テ本ヲ忘レサルノ盛意
ヲ明ニスルトリ

神皇正統記
卷之八
神武天皇
御代

第十二條

即位ノ後大嘗祭ヲ行フコト祖宗ノ例ニ依ル

恭テ按スルニ古典ニ據ルニ大嘗ノ起原ハ天

祖ニ創リ古事記神武天皇元年以來古語拾遺歴世

相仍テ大典トナサレタリ蓋大嘗ノ祭ハ天皇

位ニ即キ天祖ヲ請饗ヒラル、ノ大祭ニシテ

一世ニ一タヒ行ハル、者ナリ天武天皇行フ以來

新嘗新嘗祭トシト一謂世ヘ一ハタ御代始ヲ大嘗日録スニ天祖

令ル蓋ル古義ニ天神地祖ト謂ヘ王政ノ中コ口哀

ヘタルトキ此ノ儀式ハ廢絶シテ行ハレサリ

明治
天皇
御
門
間
天
皇
止

シ
東
山
天
皇
至
以
來
再
百
行
ハ
二
年
御
門
間
天
皇
止

町
天
皇
五
十
一
年
再
興
セ
ラ
ル
ス
櫻
維
新
ノ
後
四
年
十

一
月
ニ
詔
ア
リ
テ
大
典
ヲ
舉
行
セ
ラ
レ
タ
リ
本
條

ニ
特
ニ
掲
ケ
タ
ル
ハ
王
室
遠
キ
ヲ
追
ヒ
本
ニ
報
ユ

ル
ノ
大
禮
ニ
シ
テ
後
世
ノ
敢
テ
怠
忽
ス
ル
所
ア
ル

ヘ
カ
ラ
サ
ル
コ
ト
ヲ
示
ス
ナ
リ

第十三條

踐祚ノ後元號ヲ建テ一世代ニ再ヒ改メサルコ

ト明治元年ノ定制ニ從フ

恭テ按スルニ孝徳天皇紀ニ云改天豐財重日

足姬天皇四年為大化元年ト是レ建元ノ始ナ

リ

明治元年八月八日布告ニ云今般御即位御大

禮被為濟先例之通被為改年號候就テハ是迄

吉凶之象兆ニ隨ヒ屢改號有之候得共自今御

一代一號ニ被定候依之改慶應四年可為明治

元年旨被仰出候事此レ一世ニ再ヒ改メサル

ノ定制ニシテ後世ニ依リ行ハルハキノ令典

ナリ

第三章 成年立后立太子

第十四條

天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年ト

ス

恭テ按ヌルニ我カ國上代未タ成年ノ法アラ

ズ中古以來天皇元服ノ制ヲ設ケラル史籍ニ

徴スルニ大抵十一歳ヨリ十五歳ニ至リ元服

ヲ行ハレタリ明治九年民法上ノ丁年ヲ定メ

テ滿二十年トス本條天皇及皇太子皇太孫ノ

為ニ成年ヲ定メテ十八年トシタルハ天皇及

明治憲法
第二章
皇室

和蘭
密
附記

皇嗣ハ尋常通法ノ拘ハル所ニ非サレハナリ

附記 之ヲ歐洲ニ參考スルニ上古ハ王族ノ

丁年ヲ十四年トシタルアリ獨逸各邦ノ家法

ニ依ルニ巴威爾ハ王族ノ丁年ヲ滿十八年ト

ス索遜ハ國王ノ丁年ヲ滿十八年トシ他ノ王

族ハ滿二十一年トス華諾威爾ハ王嗣ハ滿十

八年ヲ丁年トシ他ノ王族ハ滿二十一年トス

其ノ他王及王嗣王族ノ為ニ家憲上ノ丁年ヲ

定メ又ハ王及王嗣ニ限り家憲上ノ丁年ヲ定

メ他ノ王族ハ普通民法上ノ丁年ニ後フコト

各其ノ例ヲ一ニセス

明治
憲法
院

第十五條

其ノ他ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

恭テ按スルニ皇位及皇嗣ノ特別ノ成年ハ之

ヲ一般ノ皇族ニ及ホサルハ一般皇族ノ為

ニ教育ノ完全ヲ望ミ而シテ前條ノ大政上必

要ナル特例ノ限ニ在ラサルナリ

神皇正統記

卷之四

第十六條

儲嗣タル皇子ヲ皇太子ト稱フ皇太子在ラサル
トキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫ト稱フ
恭テ按スルニ皇太子古ハ日嗣ノ御子ト稱フ
神武天皇紀ニ立皇子神渟名川耳尊為皇太子
ト此レ乃史臣皇太子ノ稱ヲ用井日嗣ノ御子
ノ名ニ當テタル者ニシテ中古以來ハ取テ典
例トナサレタリ其ノ皇子ニ非スシテ入テ皇
嗣トナルモ史臣亦皇太子ヲ以テ稱フ(成務天
皇日本武尊ノ弟ニ子足仲彥尊ヲ立テ、皇太

柳村
密宮
陽陽

子ト為ス即チ皇姪ナリ後姪孫ノ天皇ニシテ
族叔祖ヲ立ツルニ至テモ亦太子ト呼ハリ孝
謙天皇ノ淳仁天皇ニ於ケル是ナリ但シ或ハ
立太子ヲ宣行スルアリ或ハ宣行ヒサルアリ
テ其ノ實一定ノ典例アラス皇弟ヲ立ツルニ
至テハ或ハ儲君ト称ヘ先恭ノ履仲ニ於ケル
或ハ太子ト称ヘ後三條ノ後冷泉ニ於ケル或
ハ太弟ト稱フ嵯峨淳和村上圓融後朱雀順徳
龜山亦未ク畫一ナラス今既ニ皇位繼承ノ法
ヲ定メ明文ノ掲クル所トナストキハ立太子

立太孫ノ外支系ヨリ入テ大統ヲ承ルノ皇嗣
ハ立坊ノ儀文ニ依ルコトヲ須井ス而シテ太
子太孫ノ名稱ハ皇子皇孫ニ限ルヘキナリ

神皇正統記
卷之四
神武天皇
御宇

第十七條

皇后又ハ皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

恭テ按スルニ立后ノ事ハ神武天皇以來歴世ノ帝紀ニ載セタリ而シテ立后ノ詔ハ始メテ

聖武天皇紀ニ見ユ其ノ宣命ニ謂ヘルコトアリ天下ノ政ニ於テ獨知ルハキ物ニアラス必

モ後ノ政アルヘシ此ハ事立ツニアラス天ニ日月アル如ク地ニ山川アル如ク並坐テ在ル

ヘシトエフコトハ汝等王臣等明ニ見知レル

ナリ云々此ノ詔命ハ坤位冊立ノ義ヲ表スル
ニ於テ事理昭明更ニ贅言ヲ須ヒサル者ナリ
本條ニ立后ノ大禮必詔書ヲ以テ公布スルコ
トヲ定メタルハ先王ノ典故ヲ重シ且中古以
來中宮准后ノ設大詔ニ由リ冊立セサルコト
アルハ古ノ禮ニ非ス而シテ將來ニ依ルヘキ
ノ模範トナスヘカラサルコトヲ明ニスルナ
リ
立太子ノ詔ハ始メテ仁明天皇紀ニ見ユ貞觀
儀式ニ立皇太子宣制ノ式ヲ載ス曰法ノマニ

有ルヘキ政トシテ其ノ親王ヲ立テ、皇太子
ト定メ賜フ、故此ノ狀ヲ悟リテ百官人等仕奉
ト詔ル云々ト
皇太子皇太孫ハ祖宗ノ正統ヲ承ケ皇祖ヲ繼
嗣セントス而シテ重患又ハ大赦アルニ非サ
レハ君主尔任意ニ廢立スルコト能ハス故ニ
皇嗣ノ位置ハ立坊ノ儀ニ由リ始メテ定マル
者ニ非ス而シテ立坊ノ儀ハ此ニ由テ以テ臣
民ノ瞻望ヲ饜カシムルニ過キサルナリ

神皇正統記
卷之八
神武天皇
神武天皇
神武天皇

第四章 敬稱

第十八條

天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

恭テ按スルニ陛下ハ臣下ヨリ天子ニ敷奏ス

ルトキノ敬稱ナリ（唐六）本條ニ陛下ノ敬稱ヲ

以テ通シテ至尊ニ對スルノ稱謂トシ而シテ

陛下見ノ辭ニ限ラサルハ舊典ヲ敷衍シテ之ヲ

内外ニ廣ムルナリ

太寶ノ制ニ皇后ハ殿下ト稱フ（唐ノ制ニ據

ルナリ）本條ニ太皇太后皇太后皇后皆陛下

日本書紀
卷之六
孝德天皇
二十三年

ト稱フルハ嫡后國母ハ至尊ニ齊匹シ至尊ト
俱ニ臣民ノ敬禮ヲ受クヘケレハナリ但シ君
位ハ一アリテニシ故ニ皇后ハ固ヨリ他ノ
皇族ト均シク人臣ノ列ニ居ル而シテ太寶ノ
制ト仍其ノ名ヲ殊ニシテ其ノ實ヲ同クスル
コトヲ失ハサルナリ自英國千利六百八十一年
主シト王為雖廉西王后下ノレ名ヲ以テ稱政令ヲ一為勝スノカ君
如所キニハ非哉サカレ國體リノ取
附記 ブラクストン氏皇族篇ニ云皇后ハ餘
多ノ殊權ヲ有セリ然レハ法律ニ於テ明文ヲ

以テ皇后ヲ免除スルニ非サレハ皇后ハ他ノ
臣下ト同一ノ地位ニ立ツ者トス蓋皇后ヲ以
テ國王ノ臣トシ而シテ其ノ同等トナサレ
コト羅馬帝國ノ法律ニ王后ハ法律ニ免レス
ト謂ヘルニ同シ

第十九條

皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王ノ敬稱ハ高殿下トス

才
子
陽

第二十條

王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

本館蔵書

文庫

院

第五章 攝政

第二十一條

天皇幼年又ハ精神若ハ身體ノ不治ノ重患ニ由

リ大政ヲ親ラスルコト能ハサル間ハ攝政一員

ヲ置ク

恭テ按スルニ神功皇后紀ニ是年也大歳辛巳

即為攝政元年ト是ヲ攝政ノ始トス攝政ハ避

クヘカラサル變局ヲ救済スルノ方法ニシテ

一ハ以テ皇統ノ常經ヲ維持シニハ以テ大政

ノ便宜ヲ變通シ兩ツナカラ失墜ノ患ヲ免ル

所以ナリ攝政ハ天皇ノ天職ヲ攝行ス故ニ一
切ノ大政及皇室ノ内事皆天皇ニ代リ之ヲ總
攬シ攝政ノ勅令ハ「天皇ノ名ニ於テ攝政其云
云ノ正式ヲ用エ
之ヲ古今及各國ニ參照スルニ攝政ノ方法一
攝ニ非ス或ハ攝位ヲ行ヒ君祚ノ假攝シテ以
テ一時ノ便宜ヲ為スアリ多支那ノ古此ノ例
ハ政亦此ニ近マシヘル或ハ人臣ヲ以テ大政ヲ攝ス
ルアリ原殷基經伊尹ナリ我カ藤成ハ共同攝政ヲ組織
シ輔臣ヲ以テ攝政體トナスアリ後周ノ共進王及ノ

巴成兩帝共同攝政是ナリ日本條ハ攝政ヲ認メ
テ攝位ヲ認メサルハ大統ヲ嚴慎ニスルナリ
又攝政一員ヲ置クト謂テ共同攝政ヲ置クコ
トヲ許サハ國法ノ本義ニ背ケハナリ而
シテ人臣ノ攝政ヲ許サハ次條ニ之ヲ掲
ケタリハ共同攝政ノ碩學國法ニ本義ニ背
ケ氏ニ據ル
若天皇一時ノ疾病違和ノ故ヲ以テ又ハ外ニ
在スノ故ヲ以テ皇太子皇太孫ニ命シ代理監
國セシムルカ如キハ太資令以令代初ノ制ニ
依リ別ニ攝政ヲ置カスノ歐洲各國亦此天武皇

和親
密
院

紀ニ立
皇太子尊為皇太子因以令攝萬機ト
是レ皇太子監國ノ例史典ニ見ユル者ナリ
攝政ヲ置クハ已ムヲ得サルノ必要ニ由ル故
ニ天皇既ニ成年ニ達セフレ又ハ違豫常ニ復
スルトキハ攝政ヲ罷ムルコト別ニ言明ヲ待
タスシテ之ヲ知ルハキナリ

第二十二條

攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ
任ス

第二十三條

皇太子皇太孫未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ
順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 皇族男子

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 皇族女子

恭テ按スルニ推古天皇紀ニ立厩戸豐聰耳皇
子為皇太子仍錄攝政以萬機悉委焉ト見ユ是
ヲ皇太子攝政ノ例トス仲哀天皇崩シ應神天
皇胎中ニ在リ皇母神功皇后攝政ス是ヲ皇后
攝政ノ例トス顯宗天皇紀ニ白髮天皇崩皇太
子億計王_ニ與天皇讓位久而不處由是天皇嫡飯
豐青皇女臨朝秉政是ヲ皇女攝政ノ例トス上
世攝政ニ當ル者ハ必皇族ニ限ル中古以來始
メテ大臣攝政ノ例アリ而シテ要スルニ一時

ノ便宜ニシテ以テ後世ノ模範トナスハカラ
サレナリ本條攝政ノ制ヲ定メ皇族ニ限リ人
臣ニ及ハサルハ蓋大政ノ繫ル所ヲ嚴ニシ神
器ノ重ヲ慎ムナリ
身一條ニ皇位ヲ繼承スルハ男系ノ男子ニ限
リ而シテ本條皇后皇女ニ付スルニ攝政ノ權
ヲ以テスルハ蓋上古以來ノ慣例ヲ恪遵シ且
攝政其ノ人ヲ得ルノ道ヲ廣クシ人臣ニ下及
スルノ漸ヲ杜カントナリ
本條ニ謂ヘル皇太子皇太孫ノ成年ハ身十四

和
宮
院

和
宮
院

條ニ依ル其ノ他皇族男子以下普通ノ成年ニ
達ヒサルハ仍攝政ニ任スヘカラサルコト知
ルヘキナリ

第二十四條

皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ
從ノ其ノ女子ニ於ケルモ尔之ニ準ス

恭テ按スレニ上代皇太子攝政ノ任ニ當ラセ
ラル、ノ事アルハ是レ既ニ攝政ノ重任ト神

器繼承ノ順序トヲ以テ併セテ一條ノ軌轍ト
ナスノ義例ヲ始ムル者ナリ蓋各國古史ノ載

スル所ニ參考スルニ攝政ハ之ヲ長年德器ノ
人ニ擇フ而シテ繼統ノ變多クハ此ニ因テ起

ル本條ニ攝政ノ任ヲ以テ專ラ皇位繼承ノ順

福
宮
院

序ニ從ハシムルハ宗統ノ倫序ヲ以テ併ヒテ
攝政ニ及ホン紛爭危疑ノ門ヲ將來ニ絶ツ所
以ナリ故ニ若攝政ヲ要スルノ時ニ際リテハ
皇位繼承ノ順次ニ當レル皇族ハ群臣又ハ議
會ノ推奉アルヲ待タスシテ進テ攝政ニ任ス
ルノ權利及義務ヲ有スヘキコト皇太子ノ大
位ヲ繼クニ於ケルト異ナルコト無キナリ
皇族女子ハ皇位繼承ノ權ナシ條第一但シ攝政
ニ任スルノ順序ハ皇族男子ノ繼承ノ順序ニ
比準シテ先後ヲ定ム

第二十五條

皇族女子ノ攝政ニ任スルハ未タ婚嫁セサル者
ニ限ル
恭テ按スルニ上代既ニ嫁スルノ皇族女子攝
政ニ任スルノ例アルコトナシ而シテ異姓ニ
嫁スルノ王女ハ王族ニ非サルトキハ從テ又
攝政ノ權アラサルヘキナリ

第二十六條

最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ
他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキ
ハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故
既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其
ノ任ヲ讓ルコトナシ
恭テ按スルニ本條ハ明文ヲ以テ豫メ疑義ヲ
判スルナリ皇太子皇太孫ハ大統ノ宗系ニ居
ル故ニ已ニ成年ニ達シ又ハ事故已ニ除クト
キハ他ノ皇族及皇后以下攝政ニ當レル者總

テ其ノ任ヲ讓ラサルコトヲ得ス但シ甲ノ皇
族ト乙ノ皇族トノ間ニシテ單ニ親疎ノ別ア
ル者ニ在テハ一ツヒ攝政ニ當レルノ甲ハ更
ニ其ノ任ヲ乙ニ讓ルコトヲ要セス又任意ニ
之ヲ讓ルコトヲ得サル者トス

第二十七條

攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ
重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ
議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

恭テ按スルニ攝政タルヘキ者重患又ハ重故
アルニ因リ其ノ順序ヲ換フルノ必要ナル時
機アリ而シテ先帝ノ遺命アラサルニ當テハ
皇族及樞密顧問ハ和衷同心務メテ一致ノ議
ヲ取リ以テ國家ノ大計ヲ定メサルコトヲ得
ス

本條ニ重患ト謂テ不治ノ重患ト謂ハス
條房二十一條ト文ヲ異ニスルハ彼此ノ間ニ
固ヨリ輕重ノ別アレハナリ

第六章 太傳

第二十八條

天皇幼年ノ時ハ太傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

恭テ按スルニ太子太傳ノ職ハ太寶ノ令ニ見

ユ而シテ持統天皇紀ニ以直廣壹當麻國見為

東宮太傳ノ事ヲ載セタレハ蓋其ノ由テ来ル

コト久シキナリ本條天皇幼年ノ為ニ太傳ヲ

置クコトヲ定ムルハ先帝既ニ崩シ天子幼冲

ヲ以テ大位ニ臨ミ保傳ノ任其ノ重キコト攝

政ニ亞ケハナリ太寶令ニ傳導東宮ノ事

機密院

機密院

第二十九條

先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任命セサリシトキハ攝
政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ撰任
ス

第三十條

太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第三十一條

攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ
非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス
恭テ按スルニ攝政ハ太政ヲ統攝スルノミナ

樞密院

相
密
院

ラス兼テ又皇家ノ内事ヲ監督シ殊ニ幼冲ナ
ル天子ノ為ニ教育ノ責ヲ負フ者ナリ故ニ先
帝ノ遺命アラサリシトキハ攝政ハ太傅ヲ撰
任スルノ事ヲ怠ラサルハク而シテ攝政及其
ノ子孫ハ太傅ヲ兼ヌルコトヲ得ス及太傅ノ
任免ハ攝政必皇族及樞密顧問トニ諮詢スル
コトヲ定ムルハ危疑ノ門ヲ慎ミ攝政ノ忠順
ヲシテ其ノ終リヲ全クヒシノトスルナリ

第七章 皇族

第三十二條

皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇子孫皇
女皇女孫及皇子孫ノ妃ヲ謂フ
恭テ按スルニ太皇太后皇太后ハ令義解ニ謂
天子祖母登后位者為太皇太后謂天子母登后
位者為皇太后ト見ユ妃ハ續日本紀ニ天平應
真仁正皇太后聖武帝儲貳之日納以為妃ト是
レ古者皇太子ノ正配ヲ稱ヘテ妃ト謂ヒシナ
リ御息所シテ稱典例ニ喜以後ルナリ又日本紀

區
密
院

相續
皇統
是凡

大津皇子ノ妃皇女山邊ト見ユ
ソ皇子ノ正配亦妃ト稱ヘシナリ
皇族トハ凡ソ皇胤ノ男子及其ノ正配及皇胤
ノ女子ヲ謂フ凡ソ皇族ノ男子ハ皆皇位繼承
ノ權利ヲ有スル者ナリ繼嗣令ニ自親王五世
雖得王名不在皇親之限トアルハ皇親ニ非ス
ト謂ハルモ皇族ニ非ストハ謂ハス蓋五世ノ
内外ハ親等ヲ分ツ所以ニシテ其ノ宗族ヲ絶
ツニ非サルナリ故ニ中世以来廢累封邑空費
府庫ヲ以テ嵯峨天皇詔姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列ス

ルノ例ハ本條ノ取ラサル所ナリ而シテ皇孫
皇女孫ノ稱ハ其ノ世葉ニ拘ラス凡ソ天皇ニ
出タル昇属ノ孫裔亦其ノ中ニ在ルナリ外之國
テ王族トス稱ス而シテ王位繼承ノ子孫權
其ノミ等親稱及テ特別ノ敬禮ニ就テハ場合
國ノ例ノ下事ハ見ユ各國ノ夫姓ヲ改メテ臣
テ異姓ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ其ノ夫ノ分限
ニ從フ故ニ皇族ノ列ニ在ラス本條ニ皇女皇
女孫ト謂ヘルハ專ラ未タ嫁セサルノ女王ヲ
指スコト知ルヘキナリ

太皇太后皇太后皇后ノ叙列ハ太寶令ニ依
ルナリ(各國ノ例ヲ參照スルニ王ノ寡后ヲ以
テ王后ノ次ニ列ス但露國ノ皇族令ハ其ノ弟
二十八條ニ於テ寡后ハ其ノ配ナル皇帝在位
ノ時ニ同シク一芝ノ權利ヲ有ス故ニ在位皇
帝ノ皇后ノ上班ニ列ス其ノ他大公女及公女
ノ寡居者ニ於ケルモ亦之ニ同シキコトヲ定
メタリ)

(附記) ブラックストン氏其ノ皇族篇ニ於テ

先ツ皇后皇太子及皇長女ヲ論シ次ニ曰他ノ

皇族ニ關シテハ皇族ナル語ヲ二様ニ解スル
ヲ得ハシ第一廣義ニ從テ云フトキハ皇族ト
ハ王位ヲ繼承スルノ權利アル者ヲ總稱ス故
ニ革命(千六百八十八年)前ニ在リテハ其ノ貴
族ト婚姻セルカ為ニ枝系ノ甚ク多キニモ拘
ラスウイェルリヤム勝王ノ孫裔ハ皆皇族ナリ
後革命ヲ經王位繼承法出ルニ及テ皇族トハ
獨ソファイア皇女ノ子孫中新教ヲ奉スル者ノ
ミヲ稱スルニ至レリ現今其ノ數較少シト雖
後來ハ大ニ増加スルコトアラン次ニ狹義ニ

後テ謂ノトキハ現皇トノ等親一定ノ限内ニ
アルカ為ニ法律ニ於テ異例ノ尊敬ヲ受ル者
ノミヲ稱シテ皇族ト云フ此ノ限外ニアル者
ハ近系ノ缺ケタルトキニ王位ヲ繼承スルコ
トヲ得ルノ外尋常臣民ニ異ナルコトナシ何
トナレハ王位ノ繼承ハ旁系ノ末ニ及フト雖
モ其ノ他ノ事ニ關シテハ一定ノ限内ニアル
者ノミヲ皇族ト稱スヘキハ自然ノ事情ニシ
テ又成法ノ指定スル所ナレハナリ是故ニ古
代ノ法律ハ繼承ノ直系ニ當ラリル皇子皇女

及其ノ他ノ皇族ニ與フルニ貴族及官吏ノ上
位ヲ以テセラルノミニシテ其ノ他之ニ別段ノ
尊敬ヲ表セスヘンリ一ノ弟ハ世弟三十一ノ年弟
十輩ノ條例ニ大官吏ハ公爵貴族ノ上位ニ列
スヘキコトヲ定メ而シテ又曰公爵貴族ハ王
ノ子若者云子ト謂ヘハ孫ヲ含ム兄弟伯叔父
甥姪及兄弟姊妹ノ子タル場合ヲ除クト云ヘ
リ故ニ此ノ範圍外ニアル疎遠ノ皇族ハ別ニ
一身ニ属シラル爵アルニ非サレハ上席ヲ占
ムヘキニアラサルナリ

第三十三條

皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ生レナカラ男ハ
親王女ハ内親王ト稱フ五世以下ハ生レナカラ
王女王ト稱フ

恭テ按スルニ子ノ子ヲ孫トシ孫ノ子ヲ曾孫

トシ曾孫ノ子ヲ玄孫トス和名ル少子ヲ一世ト

シ孫ヲ二世トシ曾孫ヲ三世トシ玄孫ヲ四世

トシ玄孫ノ子ヲ五世トス之ヲ上古ニ考フル

ニ皇子ハ古言ニ「ミコト稱ヘ皇女ハ「ヒノミコ」

ト稱フ親王ノ稱ハ文武天皇紀淨大參刑部親

和歌山県立歴史博物館
常設展示
陽明館

和
密
陽

王ト見エ内親王ハ同紀ニ四品多記内親王ト	見エタルヲ始トス此ノ時未タ宣下ノ式アラ	ス宣下ノ式ハ蓋光仁天皇入テ大統ヲ繼キ皇	弟湯原王榎井王皆諸王ナルヲ以テ陞セラ親	王トナシタマヘルニ始マリシナリ其ノ後皇	孫ニシテ親王宣下アリシハ後鳥羽天皇ノ孫	澄覺法親王ヲ始トス之職原也鈔曰皇孫親王為三非常	源氏被蒙宣旨多世院以為養子有紹運錄ニ見エタ	ル龜山天皇ノ皇子恒明親王其ノ子全仁親王	其ノ子滿仁親王其ノ子直仁親王其ノ子全明
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------------	--------------------------------------	---------------------	---------------------

親王其ノ子恒直親王相嗣テ常葉井宮ト稱ヘ	タルハ是レ世襲親王家ノ始ナリ蓋古ハ皇兄	弟皇子ニ限リ親王ト稱ハツリシカ令其ノ後	宣下式ニ依リ歷世ノ皇孫亦親王ノ稱ヲ賜ヒ	シハ時世ノ沿襲ニ成ル者ナリ本條ニ皇玄孫	以上ハ生レナカラ親王内親王ト稱フルコト	ヲ定メタルハ現行ノ例ヲ採酌シ且宣下ヲ待	タスシテ皇親ノ王男王女タルコトヲ示スナ	リ	五世以下王女王ト稱フルハ宗室ノ子孫ハ五
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---------------------

區
密
院

世ノ後ニ至ルモ亦王女王タルコトヲ失ハサルナリ

第三十四條

天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姊妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

恭テ按スルニ大寶令ニ凡皇兄弟皇子皆為親王ト是レ皇兄弟ハ皇子ト同シク親王ト稱フヘキコト既ニ成例アルナリ本條ニ仍宣下ノ例ヲ用ザルハ前條ト其ノ義ヲ異ニスレハナリ

第三十五條

親王ノ妃ヲ内親王ト稱ヘ諸王ノ妃ヲ女王ト稱
ノ

恭テ按スルニ古ハ皇姊妹及皇女ヲ稱シテ内

親王ト謂フ本條ニ親王ノ妃ヲ内親王ト稱ヘ

諸王ノ妃ヲ女王ト稱フルハ更ニ推廣ノテ皇

子孫ノ正配ニ及ボスナリ

抄
卷
第
三
十
五
條

皇
親
王

第三十六條

皇族ノ誕生命薨太結婚離婚ハ宮内大臣ヨリ
官報ヲ以テ之ヲ公布ス

恭テ按スルニ皇太子皇太孫ノ立場ハ詔書ヲ
以テ公布スルノ外凡ソ皇族ノ生死婚及命名
ハ宮内大臣ヨリ公布ス蓋皇族ハ皇統ノ係ル
所ニシテ臣民仰望ノ集マル所タリ故ニ之ヲ
臣民ニ公ニシ皆間知ラシムルナリ

明治

憲法

附則

第三十七條

皇統譜及前條ニ關ル記錄ハ圖書寮ニ於テ尚藏
ス

恭テ按スルニ圖書寮尚藏スル所ノ皇統譜及

皇族記錄ハ大統ノ源流ヲ徵明シ宗室ノ本末

ヲ疏證ス本條特ニ之ヲ掲ケテ皇室圖書ノ登

録ハ嫌疑ヲ定メ亂萌ヲ絶ツノ典籍タルコト

ヲ明ニス

第三十八條

皇族ハ天皇之ヲ監督ス

恭テ按フルニ天皇ハ皇室ノ首長タリ故ニ皇

族ノ厚俸ハ皇室經費ヨリ給賜シ皇族各人ノ

結婚又ハ外國ニ旅行スルハ天皇ノ許可ヲ要

シ幼男幼女ノ教育及保護ハ天皇之ヲ命ス凡

ソ皇族ハ總テ天皇監督保護ノ下ニ在ルコト

家人ノ家父ニ於ケルカ如シ此レ乃皇族ノ平

和及榮譽ヲ保ツ所以ナリ

第三十九條

攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

恭テ按スルニ攝政ハ大政ヲ攝行スルノミナ

ラス兼テ又皇室家父タルノ事ヲ攝行ス故ニ

攝政在任ノ時ハ皇族各人ハ攝政ニ對シ家人

從順ノ義務ヲ有スヘシ

第四十條

皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ
命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父
母ノ撰擧セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅撰ス
ヘシ

第四十一條

皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
恭テ按スルニ皇族幼年ニシテ父ナキトキハ
天皇自ラ後見ノ事ヲ行ヒ宮内ノ官僚ニ命シ
テ保育ヲ掌ラシム或ハ其ノ父ノ遺囑ニ由リ

後見人ヲ撰擧シ又ハ其ノ母後見人ヲ撰擧シ
タルトキハ天皇之ヲ認可シ或ハ特ニ後見人
ヲ勅撰シテ保育ニ當ラシムルコトアルハ皆
事宜ニ從フ而シテ後見ノ事ハ仍天皇之ヲ監
督スヘシ

第四十二條

皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セ
ラレタル公侯ノ家ニ限ル
恭テ按スルニ上代皇后ハ必皇親ニ擇テ其ノ
人臣ノ家ニ取レルハ聖武天皇藤原不比等ノ
女安宿媛ヲ立テ、皇后トシタマヘルニ始マ
ル此ノ時ノ詔詞ニ仁徳天皇ノ皇后伊波乃比
賣命ヲ先例トシテ今メヅラカルコトニハ
非ストアレトモ伊波乃比賣ハ實ニ王孫ニ係
ル而シテ異姓ノ立后ハ實ニ安宿媛ヲ以テ始

相
室
院

區
密
院

トスルナリ中古以来皇親ノ外ハ藤原氏橘氏
平氏源氏ノ四姓ヨリ皇后ヲ奉ラルコトハ
ナレリ其ノ他ノ皇族ハ大寶令ニ凡王娶親
王臣娶五世王若聴唯五世王不得娶親王ト此
レ其ノ婚娶ニ於テ尤名位ヲ重シタルナリ本
條ハ祖宗ノ古法ヲ存重シ又特ニ認許ヲ得タ
ル公侯ノ家ニ婚嫁スルコトヲ許スハ兼テ中
世以来ノ慣例ヲ斟酌スルナリ

第四十三條

皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十四條

皇族ノ婚嫁ヲ許可スルトキハ勅書ニ親署シ宮

内大臣之ニ副署ス

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁本法ニ違ヒ勅許ヲ

得サル者ハ其ノ婦皇族タルノ禮遇及名稱ヲ

失ヒ而シテ所生ノ子ハ特別ノ勅許アルニ非

サレハ皇族ニ列スルコトヲ得サルナリ故ニ

勅許ヲ付スルニ當テ亦特ニ慎重ノ意ヲ致ス

第四十五條

皇族ハ養子ヲナスコトヲ得ス

恭^ラ按^{スル}ニ皇家養子猶子ノ習^{アル}ハ蓋^嵯

峨^{天皇ノ皇子源定ヲ淳和天皇ノ子トシ人時定ノ}

リニ^ニ父母^ハ源融^ヲ仁明天皇ノ子トセラレタ

ルニ始^{マル}其ノ後皇族ノ支孫ニシテ天皇ノ

養子トナレハ融ノ孫是茂^ヲ光孝天皇ノ養

子トセラレタルニ始^{マル}猶子ノ稱ハ始^メテ

職原鈔ニ見ユ曰ク忠房親王爲後宇多院御猶

子ト猶子トハ蓋皇子ニ準^{スル}ノ義ナリ^{大文日}

相
密
陽

也_ニ帝_清最_仁愛_天清_皇仁_與子_昭左_大臣_道並_長請_以帝_皇子_後準_所令_泉
子_上昭_皇登_諸子_六教_子以_清並_為親_王五_凡ソ此_レ治_中世_以
来_ノ情_弊ニシテ古_ノ典_例ニ非_サルナリ本_條
ハ獨_異姓_ノミナラフ皇_族互_ニ養_子ヲナスコ
トヲ禁_スルハ宗_系紊_亂ノ門_ヲ塞_クナリ
但_シ庶_出ノ皇_子ニシテ諸_君ト定_メラル_ニ
ハ皇后_ノ御_子トナシタマヘルハ宮_廷ノ内_事
ニシテ来_挑ノ園_天近_皇以_而シテ此_ノ典_範ノ限_ニ在_ラス

第四十六條

皇_族國_疆ノ外_ニ旅_行セントスルトキハ勅_許ヲ
請_フヘシ
恭_テ被_スルニ此_ノ皇_族天_皇ノ監_督ヲ受_ルノ
要件_ノ一_ニ居_ル者_ナリ疆_外ニ旅_行スル者_勅
許_ヲ要_スルトキハ外_國政_府ニ仕_官スル者_ハ
謂_ハスシテ知_ルハキナリ

昭
密
院

第四十七條

皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在

ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セ

シムルコトアルヘシ

恭テ按スルニ女子ノ嫁スル者ハ各其ノ夫ノ

身分ニ從フ故ニ皇族女子ノ異姓ニ嫁シタル

者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ仍内親王又ハ女

王ノ尊稱ヲ有セシムルコトアルハ舊例ニ依

ルナリノ獨逸各國ノ例同タシ但コシ英國ハ既ハ婚

第八章 皇室常産

第四十八條

御料ノ土地物件ニシテ皇室常産ト定メタル者ハ分割譲與スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇室常産ハ皇室ニ係属ス天皇

ハ之ヲ後嗣ニ傳ハ皇統ノ遺物トシ隨意ニ分

割シ又ハ譲與スルコトヲ得ス故ニ後嵯峨天

皇長子後深草天皇ヲシテ水系龜山天皇ニ傳

位セシメ遺命ヲ以テ長講堂領ヲ後深草天皇

ノ子孫ニ譲與アリケルカ如キハ本條ノ之ヲ

抄
卷
附

将来ニ許サ、ル所ナリ皇室常産ハ之ヲ分テ
 テ第一ニ宮殿館舎園圃及皇位ニ属スル寶器
 ノ類トシ第二ニ收入アル土地又ハ證券ノ類
 トス
 上代ニ屯家ヲ置カル又ハ御田ト呼フ御田ノ
 穀ヲ收ムルノ處ヲ屯倉ト云雄略天皇紀ニ屯
 倉此云彌夜氣ト注セル是ナリ仁徳天皇紀ニ
 倭屯田者毎御宇帝皇之屯田也其雖帝皇之子
 非御宇者不得掌矣ト是レ乃皇室常産ノ類ナ
 リ

(附記) 之ヲ歐洲ニ參照スルニ中古獨逸各國

未ク公法私法ノ別ヲサス王室ノ私産ヲ以
 テ國家ノ公費ヲ支辨シ後テ王室ハ自ラ封殖
 スルコトヲ務メ民ト利ヲ爭フニ汲々タリシ
 千石八百十三年ノ侯國直アル時產ノセ家ニ於テ
 君主タル家族如キノ是問ニナリ獨リ普國ハ風ニ
 君主ハ一國ノ元首ニシテ公權ニ属シテ私權
 ニ属セス故ニ君主ノ奉養ハ當然ニ國庫ヨリ
 供給スヘクシテ私産ヲ以テ供給スヘキニ非
 サルノ主義ヲ發見シ「フリドリヒ、ウヰルヘル

附記
 密
 附記

林
宮
院

ム一世王ハ千七百十三年ニ於テ後前ノ王領
地ヲ舉ケテ總テ國有物ニ歸スヘキコトヲ明
言シ同時ニ其ノ入額ノ中二百五十萬^タレ
ルヲ以テ王室ノ經費ニ當テタリ其ノ後普國
普通法典ハ^{四千七百九十}特ニ一條ヲ掲ケタリ
曰王領地及王室財産ハ國家ノ所有不動産ナ
リト故ニ普國ニ於テハ王領地ハ即チ國有財
産ニシテ其ノ入額ノ一部ハ王室ノ需要ニ供
シ他ノ一部ハ國家ノ一般ノ需要ニ供スル者
ナリ^{氏リニオ}依^ルル^子瓦敷堡國モ亦普國ニ倣ヒ其ノ

憲法第百三條ニ於テ王室財産ハ王國ヨリ公
離スヘカラサル國家ノ所有物ナリト明言シ
而シテ其ノ第百八條ニ於テ別ニ王家ノ私産
ヲ定メタリ我カ國ハ肇國ノ初ニ風ニ一國統
知ノ公義ニ依リ豪族ノ徒ヲ斥ケテ其ノ私ニ
邦土ヲ領有スルヲ許サス^{國古典ニ建}神^大
ハ^我條^{カニ}御^子カ^{ノウ}知^シハ^サザ^ム國^ナ原^リ中^國而^シテ皇
室ノ經費ハ全國ノ租税ヲ以テ之ヲ供奉シ更
ニ内庫ノ私産ヲ用ヰテ供給スルヲ假ラサリ
シハ全ク立憲ノ主義ニ符合スル者ニシテ善

本條
御料
藩

美ナル國體ノ基礎ナリト謂フヘシ故ニ本條
ハ上代ノ所謂屯家御田ノ類專ラ一部ノ御料
ニ屬スル者ヲ指ス而シテ彼ノ歐洲各邦ノ王
室ノ財産ヲ以テ王室ノ供給ニ充テ厚ク自ラ
封殖シテ以テ内庫ノ富ヲ成シ國庫ト分離ス
ルコトヲ圖ル者ト固ヨリ霄壤ノ差アルナリ

第四十九條

皇室常産ニ編入スル土地物件ハ勅書ヲ以テ之
ヲ定メ宮内大臣ヨリ官報ヲ以テ公布ス
恭テ按スルニ土地物件ノ皇室常産ニ編入ス
ル者ハ普通民法ノ外ニ於テ處分セラルヘキ
者トス故ニ勅書ヲ以テ登録セシメ官報ヲ以
テ公布シ臣民ヲシテ普ク之ヲ聞知ラシムヘ
シ
皇室常産ハ皇室ノ圖書ニ登録シ其ノ土地ハ
地籍ニ明記スルヲ要ス勅旨ヲ以テ一タニ皇

和蘭
密
陽

室常産ニ編入サレタル者ハ更ニ分離シテ私
産トナサル、コトヲ得ス而シテ繼承ノ為ニ
宜シク一芝ノ區分アルヘキナリ

第五十條

皇室常産ニ屬セサル御料ノ土地物件ハ賜與及
遺命處分總テ天皇ノ意ニ隨フ

恭テ按スルニ皇室常産ニ非サル御料ノ土地
物件ハ天皇ノ私法上ノ財産ニシテ即チ經費
節制ノ餘又ハ他ノ私法上ノ得有ニ係リ皇室
ニ系屬セヌシテ天皇ノ一身ニ系屬スル者ナ
リ故ニ臣子ニ賜與セラレ又ハ遺命ヲ以テ處
分セラレ、コト總テ天皇ノ意ニ隨フナリ安
閑天皇紀ニ為皇太后次妃建立屯倉之地使留後

代顯前述ト謂ヘルノ類ハ蓋此レニ属スル者ナリ

第九章 皇室經費

第五十一條

皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

恭テ按スルニ皇室ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ノ義務トシテ毎年支出セシム蓋天皇ハ一國ノ元首トシテ臣民ヲ統治シ從テ臣民ノ正供ニ依リ其ノ需要ニ奉スルハ當然ノ權利タリ故ニ議會ハ皇室經費既定ノ歲額ヲ議シ及之ヲ檢査スルノ權アルコトナシ但シ新ニ

机
室
障

増額ヲ要スルニ當テハ更ニ議會ノ承認ヲ經

ルノミ

皇族ノ歳費ハ皇室經費ヨリ支辨シ別ニ國庫

豫算ニ科目ヲ設ケス生歐洲又或ハ國攝ニ娶テ皇

ハニ議院ニ範向ノテ取費ル所ヲ要求スルナカリキ

第五十二條

皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇

室會計法ノ定ムル所ニ依ル

恭テ按スルニ皇室經費ハ既ニ議會ノ議ヲ經

ス又會計検査院ノ検査ヲ要セス而シテ別ニ

皇室會計法ニ依リ其ノ條規ヲ定メテ以テ精

確ト節約トヲ要スヘキナリ

區
密
院

第十章 皇族訴訟及懲戒

第五十三條

皇族相互ノ訴訟ハ宮内省ニ於テ特ニ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

恭テ按スルニ皇族ト皇族トノ間ニ起ル訴訟

ハ天皇ノ裁判ヲ仰クヘシ故ニ宮内省ニ於テ

之ヲ勸解セシメ勸解成ラサルトキハ特ニ裁

判員ヲ命シテ之ヲ裁判セシメ更ニ勅裁ヲ經

テ之ヲ執行セシム

其ノ他普通ノ民法ニ於テ裁判所ノ登録又ハ

本館
庶務
陽

處分ヲ要スル者ハ皆宮内省之ニ當ル

第五十四條

皇族ト人民トノ間ニ起ル民事ノ訴訟ハ控訴裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ訟廷ニ出頭スルヲ要セス

茲テ按スルニ本條皇族ト人民トノ間ニ起ル民事ノ訴訟ハ普通ノ控訴裁判所ニ於テ之ヲ裁判スルコトヲ喝ケタルハ皇族ノ特權ヲ示スナリ而シテ其ノ詳節ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定メントス

(附記) 普國ニ於テ人民ヨリ皇族ヲ訟ルノ事

皇
密
院

刑部
監
院

件ハ上等裁判所ニ特別ノ裁判ヲ設ケ

二十一年四月法上等裁判所ノ判事十二人ヲ以

テ之ニ充テ其ノ五人ハ始審ヲ為シ其ノ七

人ハ控訴裁判ヲナス其ノ裁判ニ不服ナル

者ハ帝國裁判所(即チ大審院)ニ上告ス

十九年九月勅令ニ其ノ裁判ノ手續ハ一般ノ訴

訟法ニ依ル

但シ普通ノ訴訟人ハ裁判所ヨリ本人訊問ヲ

要シ古嘆スルニ當リ訟廷ニ出頭セサルコト

ヲ得ス而シテ皇族ハ出頭スルヲ要セサルハ

此亦特權アリ

其ノ他ノ訴訟手續ニシテ此ノ典範又ハ他ノ

法律ニ別段ノ條規ナキハ總テ普通ノ裁判構

成法及訴訟法ニ依ル

(附記) 千八百七十七年二月二十七日獨逸裁

判構成法第五條ニ君主及皇族ニ對シテハ

各邦ノ家法又ハ法律ニ別段ノ條規ナキト

キニ限り裁判構成法ヲ適用ス

権
密
院

第五十五條

皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判

所ニ招喚スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇族ハ犯罪アルモ之ヲ勾引ス

ルコトヲ得ス又刑事ノ審問ノ爲ニ裁判所ニ

招喚スルコトナク豫審判事書記ト俱ニ其ノ

所在ニ就テ陳述ヲ聴クヘシ但シ天皇ノ勅許

ヲ得タルトモ例外トス

皇族澄々タルノ場合ハ治罪法ニ之ヲ掲クハ百

條ニテ勅許ヲ与ルノ限ニ在ラス

區
密
院

第五十六條

皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ
對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ
其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止
シ若ハ剝奪スヘシ

恭テ按スルニ本條ハ皇族ノ懲戒ヲ掲ク皇族
ハ皇室ニ對シ忠順ノ義務ヲ負フ者ナリ故ニ
皇室ニ不忠ナルト及品位ヲ辱ムルノ汚行ト
ハ俱ニ紀律ヲ敗ル者トシ懲戒ノ處分ヲ被ル
ヘシ

皇族懲戒ノ權ハ天皇ノ執ル所タリ懲戒ノ輕
キ者ハ譴責又ハ謹慎トシ其ノ重キ者ハ皇族
特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ又ハ剝奪ス

第五十七條

皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ
禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

恭テ按スルニ皇族蕩産ノ所行アル者ニ對シ
民法上治産ノ禁ヲ宣告スルノ權亦天皇ニ屬
ス其ノ一ノ管財人ヲ命ジ財産ヲ管理セシム
ルモ亦天皇ノ勅旨ニ由ル

第五十八條

前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

恭テ按スルニ皇族會議ハ皇室ノ内事ニ付天

皇諮詢ノ府タリ而シテ皇族ノ懲戒又ハ治産

ノ處分ニ付テハ特ニ諮詢ヲ以テ必要トスル

コト典範ノ定ムル所タルハ天皇ト雖亦其ノ

專意裁決ヲ慎ムナリ

第十一章 皇族會議

第五十九條

皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ
内大臣宮内大臣司法大臣樞密院議長大審院長
ヲ以テ參列セシム

恭ニ按スルニ皇族會議ハ第一ニ皇室典範ニ
係ル改訂ノ諮詢ヲ受ケ第二ニ攝政ヲ換フル
時ニ其ノ議ヲ經ルヲ要シ第三ニ皇嗣ヲ換フル
ル時ニ諮詢ヲ受ケ第四ニ皇族ノ懲戒及治産
處分ノ諮詢ヲ受ケ其ノ他皇室ニ係ル重要ノ

事件及民法ニ於テ親族會議ニ係ル事件ノ諮
詢ヲ受クヘシ

(附記) 歐洲各國ニ於テ親族會議ヲ以テ皇

族ノ微罪又ハ相互ノ訴訟ヲ裁判スルアリ

(巴威爾及佛三世「ナボレオン」家憲) 本條ノ取

ラサレ所ナリ

其ノ議事ノ規則ノ若キハ別ニ之ヲ定メラル

ヘキナリ

第六十條

天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ

命シテ議長タラシム

恭テ按スルニ天皇皇族會議ニ親臨セラルハ

トキハ親ヲ會議ヲ統理セラル具ノ親臨セラ

レサルトキ又ハ親ヲ會議ヲ統理セラレサル

トキハ別ニ議長ヲ指命セラレハシ

本
室
附

第十二章 補則

第六十一條

現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

恭テ按スルニ典範ノ定ムル所ニ依レハ五世

以下ノ王ハ親王ト稱フルコトヲ得ス本條ハ

現在ノ宣下親王ノ為ニ其ノ既得ノ尊榮ヲ奪

ハサルナリ而シテ其ノ繼嗣以下未ク宣下ア

ラサルハ典範ノ本則ニ依ルコト知ルヘキナ

リ

第六十二條

皇位繼承ノ順序ハ統
テ等親ノ實系ニ依ル現在

皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タリシ故ヲ以テ之

ヲ
混
ス
ル
コ
ト
ナ
シ

蒸
テ
按
ス
ル
ニ
現
在
ノ
親
王
家
親
王
宣
下
ア
ル
ハ

多クハ皇養子ノ近例ニ從ヘリ等四十五條ハ

皇族養子ノ制ヲ廢ス而シテ現在既ニ行ハル

者ニ上及セス但シ皇位繼承ノ順序ハ統テ等

親ノ實系ニ依リ養子猶子ノ名稱ニ拘ラズ而

シ
テ
其
ノ
間
多
少
紛
錯
アル
モ
其
ノ
名
ニ
因
テ
其

ノ實ヲ混スルコトナカルヘキナリ

第六十三條

親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ親王内親王ノ叙品王女王ノ敘

位ハ蓋中古ニ在テ隋唐ノ制ニ依ル皇族既ニ

品位ヲ以テ班列ヲ為シ而シテ等親ノ倫序從

テ失ハリ抑皇族ハ生レテ潢流ノ尊榮ニ居ル

而シテ人臣ノ位階ニ依テ陞敘スルノ比ニ非

ス本條ニ品位ノ舊制ヲ廢スルハ一ヲ等親ノ

倫序ヲ以テ重シトスルニ因ルナリ

第六十四條

親王ノ家格又ハ世襲親王ノ諸達其ノ他此ノ典

範ニ抵觸スル者ハ總テ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ有栖川宮閑院宮ハ明治元年閏

四月ノ令ニ依リ世襲親王タリ（被仰出書子有

宮即嫡子先是迄之節先是迄之通有親王宣下有閑院

下王宣賀陽宮山階宮聖護院宮仁和寺宮華頂宮

聖高宮梶井宮ハ同令ニ依リ一代皇族タリ（嫡

被始賜姓可三年十二月十日ノ令ニ四親王宮伏見

宮ヲ有四親川宮閑院ノ外ノ親王家ハ二代目ヨリ

賜姓華族ニ列セラル、コトヲ定メラル山階宮親王

伏見宮十四年二月小松宮親王ヲ世襲皇族ニ

山階宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル十六年七

月久通宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル今典範

ニ於テ已ニ皇養子ノ制ヲ廢シタルトキハ世

襲親王ノ舊制モ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得

ス皇族ノ子孫ハ百世皇族タルハキトキハ從

テ賜姓ノ制及一代皇族又ハ二代皇族ノ資格

ハ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得ス

一

第六十五條

皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

恭テ按スルニ皇族ノ各個財産及歳費廩給ノ

方法及其ノ他諸般ノ規則ハ別ニ皇族令ヲ以

テ之ヲ定メントス蓋典範ハ詳節繁文ニ涉ル

コトヲ欲セサルナリ

第六十六條

將來此ノ典範ノ條項ヲ變更シ又ハ増補スヘキ
ノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮
詢シテ之ヲ決定スヘシ

恭テ按スルニ皇室典範ハ天皇立憲ヲ經始ス
ル大令ノ一トシテ永遠ニ皇室ノ寶典トシ子
孫及臣民ニ遵守ノ義務ヲ負ハシムル者ナリ
故ニ本條其ノ紛更ヲ慎ムノ意ヲ致スナリ抑
憲法ノ條項ニ變更ヲ要スルコトアルトキハ
之ヲ議會ノ議ニ付シ特ニ鄭重ナル方式ニ依

相
密
院

リ之ヲ議決セシノ而シテ皇室典範ニ於テハ
獨皇族會議ト樞密顧問ニ諮詢スルニ止マリ
憲法ト同一ノ軌轍ニ依ラサルハ何ソヤ蓋皇
室ノ事ハ皇室自ラ之ヲ決定スヘクシテ之ヲ
臣民ノ公議ニ付スルコトヲ欲セサルナリ
(附記) 歐洲ノ或國ニ於テ(英)王位ノ世襲ハ議
會ノ制限ニ從屬スル者トシ議會ニ於テ屢其
ノ法ヲ變革シ終ニ國王ト議會トノ主權ヲ以
テ王位繼承法ヲ制定スルコト能ハストノ説
ヲ主張スル者ハ之ヲ逆罪ト為シタリ
ラ女
王
ノア

時此ノ主義ニ依ルトキハ王位ノ空缺ハ議會
以テ之ヲ補填スヘク王位ノ爭議ハ議會以テ
之ヲ判決スヘクハキハ百年ハ命而シテ議會ハ獨
王位世襲ヲ予奪スルノ權アリト謂フニ至ル
チヤル
下院
ノ決
議
抑
大義
一タ
ヒ
認
マル
ト
キ
ハ
冠履倒置ノ禍何ノ至ラサル所
故ニ我カ皇
室典範ノ憲法ニ於ケル其ノ變更訂正ノ方法
ヲ同クヒサルハ我カ國體ノ重干之ヲ祖宗ニ
承ク而シテ民議ノ得テ左右スル所ニ非サレ
ハナリ

區
密
院